○文部科学省告示第八十一号

重要無形文化財能囃子方太鼓の保持者金春惣一（二十二世金春惣右衛門平成四年文部省告示第七十三号）は、平成二十六年三月十一日死亡し、当該保持者の認定及び重要無形文化財能囃子方太鼓の指定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成二十六年六月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

○文部科学省告示第八十二号

重要無形文化財狂言の保持者茂山七五三（四世茂山千作平成元年文部省告示第七十二号）は、平成二十五年五月二十三日死亡し、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成二十六年六月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

○文部科学省告示第八十三号

重要無形文化財鋳金の保持者齋藤明（平成五年文部省告示第五十六号）は、平成二十五年十一月十六日死亡し、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成二十六年六月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

○文部科学省告示第八十四号

重要無形文化財友禅の保持者田島博（田島比呂子平成十一年文部省告示第百四十六号）は、平成二十六年一月十九日死亡し、当該保持者の認定は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十二条第四項前段の規定により同日付けで解除されたので、同項後段の規定に基づき告示する。

平成二十六年六月二十六日

文部科学大臣　下村　博文

○農林水産省告示第八百五十四号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十六年六月二十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Aster L.	KIASTPERLA	有限会社ジェー・アンド・エッチ・ジャパン 愛知県長久手市砂子607番地	第27591号 平成26年5月1日
Phalaenopsis Group	PHALBARCUM	Anthura B.V. Anthuriumweg 14, 2665KV Bleiswijk, The Netherlands	第27507号 平成26年5月1日
Photinia Lindl.	プチカナメ	内山淳 福岡県久留米市田主丸町知徳2164―1 鹿毛哲郎 福岡県久留米市大橋町常持894番地 古賀尚樹 福岡県久留米市田主丸町船越995―1 赤司浩一 福岡県久留米市草野町吉木1479―2 二又朋則 福岡県久留米市田主丸町牧1210	第25932号 平成26年5月29日
Zea mays L.	夢の濃紫（ゆめのうし）2000	水野昭南 静岡県島田市番生寺700番地	第28494号 平成26年5月13日

○農林水産省告示第八百五十五号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月二十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃

一　登録更新年月日及び登録更新番号
平成二十六年三月一日　第二十号

二　登録認定機関の名称及び住所
エコサート・ジャパン株式会社　東京都港区赤坂四丁目七番六号赤坂ビジネスコート

三　登録認定機関が認定を行う農林物資の種類
有機農産物及び有機加工食品

四　登録認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録認定機関の事業所の所在地
(1)　認定を行う区域
国内及び外国
(2)　認定を行う事業所の所在地
東京都港区赤坂四丁目七番六号赤坂ビジネスコート

○農林水産省告示第八百五十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録認定機関の登録を更新したので、同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十六年六月二十六日

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃